

薬生食輸発0518第1号
平成30年5月18日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

オーストラリア産大麦の取扱いについて

標記については、平成30年4月5日付け薬生食輸発0405第5号により通知しているところですが、

今般、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づく平成30年度契約分のオーストラリア産大麦について、農林水産省が積地検査の項目としてアゾキシストロビンを追加したことを踏まえ、下記のとおり検査を実施することとしたので、御了知の上、対応方よろしくお願ひします。

なお、平成30年4月5日付け薬生食輸発0405第5号は本通知をもって廃止します。

記

1. 対象食品

オーストラリア産大麦及びその加工品（簡易な加工に限る。）

2. 検査項目

アゾキシストロビン

3. 検査頻度

同一ロット（大麦の種類、輸入者及び本船が同一のもの。）のうち、代表する届出について、貨物を保留の上、自主検査を実施するよう指導

4. その他

- (1) オーストラリア産大麦に係る計画輸入の初回届出がなされている検疫所は、輸入者に対し、平成30年4月5日以降輸入される貨物について、ロットごとに自主検査を実施するよう指導すること。
- (2) 同一ロットの貨物が複数の港に積み降ろされる場合は、検査結果が判明するまで流通することのないよう、輸入者に対し指導すること。
- (3) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づく平成29年度及び平成30年度契約分のオーストラリア産大麦については、農林水産省にてアゾキシストロビンに係る検査等を行い、基準値を超えないことを確認するため対象外とすること。